

2025年12月5日

「電気・ガス料金支援」に係る 電気料金の特別措置の特例承認申請について

当社は、国の「電気・ガス料金支援^{※1}」（以下、「本支援」）による電気料金（最終保障供給料金および離島等供給料金）の特別措置を講じることとし、本日、経済産業大臣に特例承認申請を行いました。

本支援の「物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月までの冬期の電気料金を支援する」という趣旨に鑑み、支援対象となる全てのお客さまに迅速に支援をお届けすべく、電気料金からの値引きを実施いたします。

このため、燃料費調整単価の軽減による電気料金の特別措置を講ずることとし、「最終保障供給約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」の設定について、経済産業大臣に特例承認申請を行ったものです。

なお、本支援における特別措置の内容は下記のとおりです。

記

1. 特別措置の内容

本特別措置の適用にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

【低圧で供給を受けるお客さま】

- ・離島等供給約款〔低圧用〕に基づき算定される2026年2月分および3月分（2026年1月使用分および2月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（税込み）を、2026年4月分（2026年3月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.5円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

【高圧で供給を受けるお客さま】

- ・電気最終保障供給約款および離島等供給約款〔高圧用〕に基づき算定される2026年2月分および3月分（2026年1月使用分および2月使用分^{※2}）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.3円（税込み）を、2026年4月分（2026年3月使用分^{※3}）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき0.8円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

※1 2025年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において盛り込まれた内容に基づく、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するためのエネルギー価格高騰対策。対象期間における請求金額を算定する際に、直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する。

※2 大口検針のお客さまについては、2026年2月使用分および3月使用分。

※3 大口検針のお客さまについては、2026年4月使用分。

2. 本支援に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

《お問い合わせ窓口》

電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口

TEL. 0120-013-305

【受付時間】

平日9時から17時まで（年末年始12/29～1/2を除く）

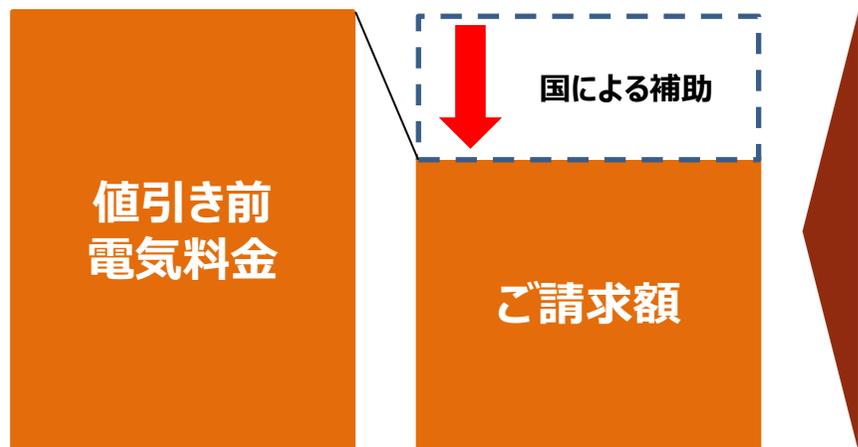
以 上

（別紙1）電気・ガス料金支援による電気料金のご負担軽減イメージ

（別紙2）モデル料金への影響

（別紙3）本措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

- 電気・ガス料金支援（以下、「本措置」）による電気料金のご負担軽減イメージは、以下のとおりです。
- 燃料費調整単価から軽減単価（下表参照）を差し引いた単価により、電気料金を算定いたします。

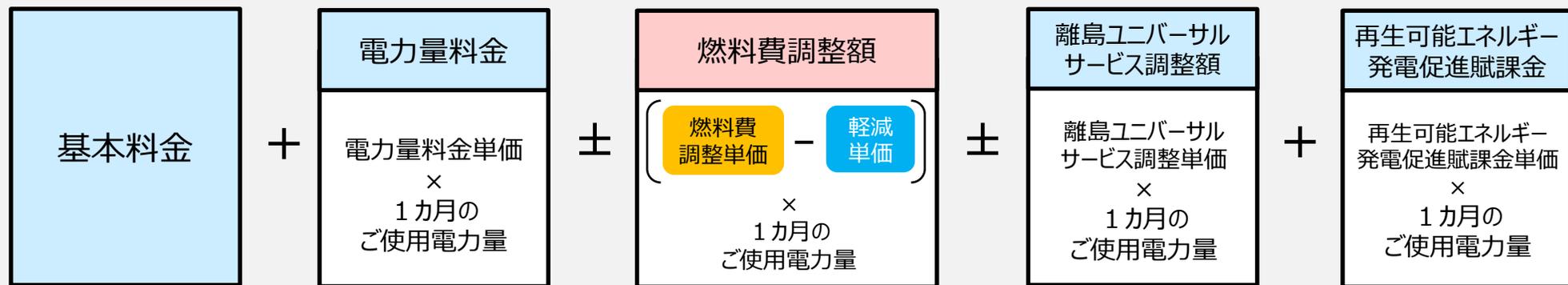


▶ 「軽減単価」×「1か月のご使用電力量」を値引きいたします。

【軽減単価】

	2026年2月分および3月分 (2026年1月使用分および2月使用分)	2026年4月分 (2026年3月使用分)
低圧	4.5円/kWh	1.5円/kWh
高圧	2.3円/kWh	0.8円/kWh

一般的な家庭用の電気料金の計算方法



- 本措置により、家庭用のモデル料金（従量電灯B・30A・260kWh/月）において、2026年2月分および3月分（2026年1月使用分および2月使用分）については、電気料金から1,170円の値引きを行います。
- 2026年4月分（2026年3月使用分）については、電気料金から390円の値引きを行います。

【モデル料金影響（税込み）】

	2026年2月分	2026年3月分	2026年4月分
電気料金	9,755円	9,755円	9,755円
値引き後 （ご請求金額）	8,585円	8,585円	9,365円
値引き額	1,170円	1,170円	390円

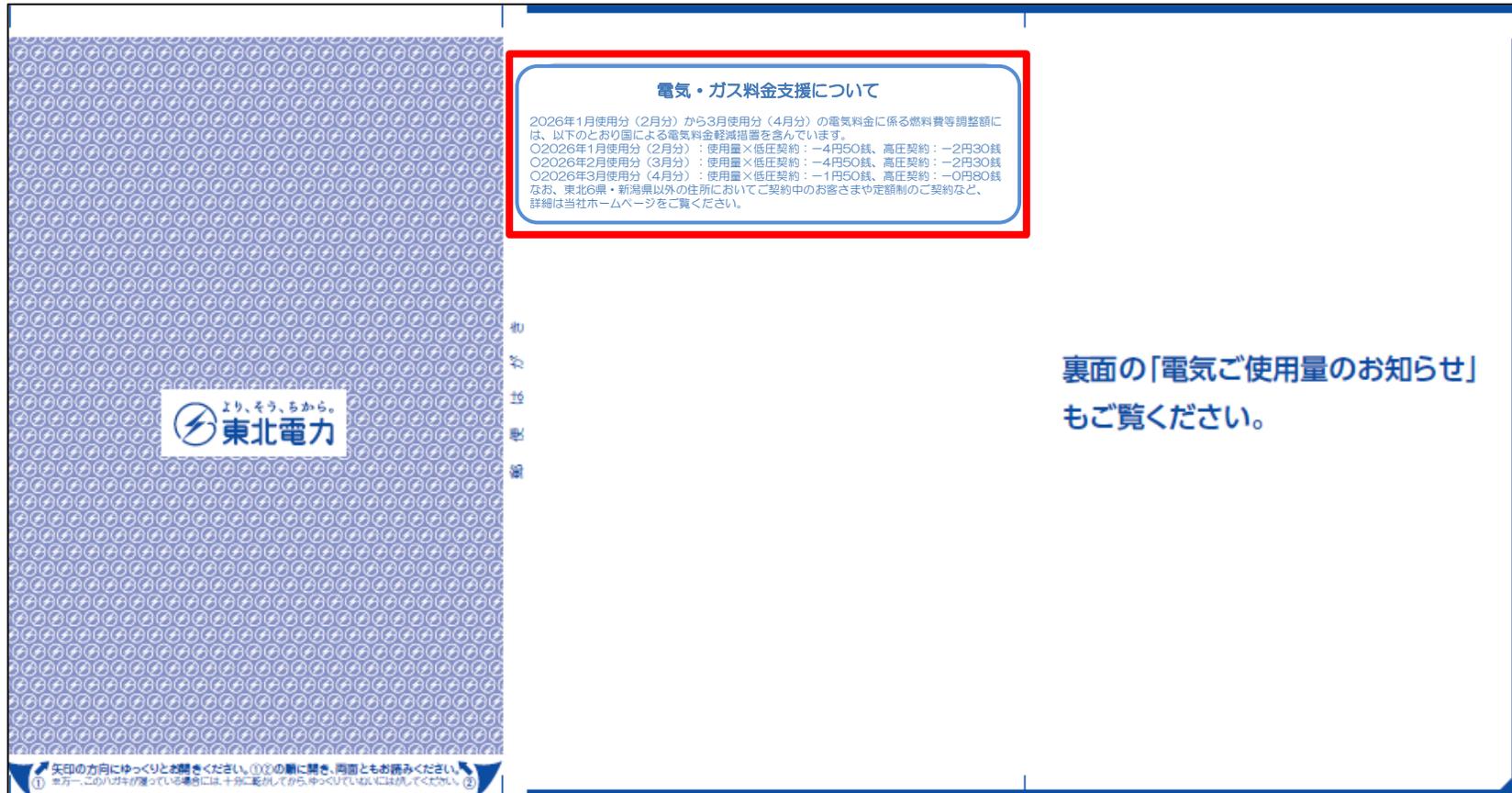
※上記料金は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年4月1日実施）により算定を行っております。

※従量電灯B(30A、260kWh/月)の料金ご負担イメージ（毎月のご使用量は一定と仮定）です。

※上記料金には、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含んでおりません。

- 本措置について、前述のとおり、燃料費調整単価から軽減単価を差し引いた金額に基づき電気料金を算定することから、当社の収納代行を行う東北電力株式会社からお客さまへハガキ等でお知らせする内容において表示する「燃料費等調整単価」は、本措置適用後（低圧であれば▲4.5円/kWhを反映後）の単価をお知らせいたします。
- さらに、本措置が適用されていることを明示してお知らせするため、以下のとおり、「料金において国による電気料金軽減措置が含まれている」旨をお知らせいたします。

【検針ハガキの裏面へのお知らせイメージ】



【検針結果お知らせWEBサービスでのお知らせイメージ】



ご使用量のお知らせ



料金のお知らせ



口座振替完了の
お知らせ



ご使用実績



お知らせ



ユーザー情報変更

[ホーム](#) / 料金のお知らせ

当社は、国による電気・ガス料金支援として電気料金の軽減措置を実施しており、2026年1月ご使用分（2月分）および2026年2月ご使用分（3月分）の電気料金について、低圧契約は1kWhあたり4円50銭、高圧契約は同じく2円30銭を、2026年3月ご使用分（4月分）の電気料金について、低圧契約は1kWhあたり1円50銭、高圧契約は同じく0円80銭を差し引いた金額をご請求いたします。詳細については、[こちら](#)よりご確認ください。



料金のお知らせ

2026年02月



PDFで保存

